

Q 所定労働日の時間外労働が法定休日に至った場合の割増賃金は

A 午前0時を越えて継続する勤務は1勤務として捕らえるのが原則ですが、休日は、暦日単位となっていることから所定労働日（又は法定休日以外の休日）の時間外労働が引き続き翌日の法定休日に及んだ場合には、午前0時以降については休日労働となって35%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

なお、午前5時までは深夜業の割増賃金も支払わなければなりません。